

広島県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年広島県条例第五十二号）

（設置）

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等被保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等被保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

（庶務）

第五条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

（準備行為）

3 この条例の施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。